

～就学援助制度のお知らせ～

与論町では、保護者の経済的負担の軽減を図るため、家庭の所得状況等に応じて、学用品や学校給食などについて費用の援助を行っています。

以下の認定基準のうちのいずれかに該当し、援助を希望される方は、学校を通じてお申込みください。なお、お申込み後に認定審査を行います。その結果によっては受給できない場合もありますので御了承ください。

1 認定基準(①～⑩のいずれかに該当する家庭)※申請後に認定審査があります

| | |
|---|---------------------------------------|
| ① | 収入が不安定であったり、経済的に困窮していたりするなど、生活状態がよくない |
| ② | 児童扶養手当の支給を受けている |
| ③ | 生活保護法に基づく保護の停止または廃止者である |
| ④ | 町民税が非課税または減免されている |
| ⑤ | 国民年金の掛金が免除されている |
| ⑥ | 国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている |
| ⑦ | 世帯更正貸付補助金による貸付(生活福祉資金貸付等)を受けている |
| ⑧ | 失業等事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者である |
| ⑨ | 学級費・PTA会費等の学校納付金の減免が行われている |
| ⑩ | その他(上記以外で特別な理由) |

2 申請の方法

下記書類に必要事項を御記入の上、封筒等に入れて、学校に提出してください。

● 必要書類

- (1) 準要保護児童生徒就学援助費申込書
- (2) 世帯状況調べ
- (3) 該当年の1月1日に本町に住民登録のなかった方は、当時の住所地の所得証明書

● 認定資料について

認定資料として、世帯員の町県民税・国民健康保険税・国民年金の課税及び減免状況について町民福祉課・税務課に照会させていただきますので御了承ください。御了承いただけない方については個人で証明書を取得し提出していただきます。

● 申込期限等について

| | | |
|------|--------------------|-----------|
| 申込期限 | ： 4月に小学校に入学する新1年生分 | 新年度4年中旬ごろ |
| | それ以外の小・中学生分 | 毎年2月中旬ごろ |

* 年度途中からの申込みも可能です。年度途中に認定された場合は、日割計算により支給します。

* 前年度より継続して受給を希望される方も、年度ごとに申請が必要です。

裏面へつづく 

3 主な援助内容

(年額)

| 項目 | 小学校 | | 中学校 | |
|-------------|---|----------|----------|----------|
| | 1年生 | 2～6年生 | 1年生 | 2～3年生 |
| 新入学児童生徒学用品費 | 20,470円 | — | 23,550円 | — |
| 学用品費・通学用品費 | 11,420円 | 13,650円 | 22,320円 | 24,550円 |
| 学校給食費 | 実費の75%程度 | 実費の75%程度 | 実費の75%程度 | 実費の75%程度 |
| 医療費 | 学校の定期健康診断等で、次の疾病について治療の指示が出た場合、医療券を交付します。 ◆ う歯（虫歯）・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・トラコーマ・白癬・疥癬・膿痂疹・アデノイド・寄生虫病（虫卵保有含む） | | | |

※支給額は令和6年度の金額であり、変更することもあります。

4 支給時期及び支給方法

上記の額を3期に分割して、保護者の口座に振り込みます。

| | |
|------|-------|
| 1学期分 | 8月上旬頃 |
| 2学期分 | 1月下旬頃 |
| 3学期分 | 3月下旬頃 |

※新入学児童生徒学用品費については8月上旬に一括で振り込みます。

※医療費については教育委員会が直接医療機関に支払います。

5 注意事項

- 就学援助費受給中に世帯状況が変わったり、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに学校の就学援助担当者に連絡してください。
- 就学援助受給認定後に経済状況が好転したり、町外に転出されるなどして受給資格を喪失したりした場合は、喪失した時点に遡り就学援助費の支給を停止します。この場合、受給資格喪失日以降に支給した金額分を返還していただくことがあります。
- 申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取消し、支給済みの援助費をお返しいただくこともありますので御注意ください。

■ 問い合わせ先 ■
与論町教育委員会学務課 住所: 与論町茶花1418番地1 電話: 0997-97-2441